

重要事項説明書

契約概要

注意喚起情報

その他重要なお知らせ

限定告知型先進医療給付特約・死亡保険金不担保特約
(限定告知型終身医療保険(無解約払戻金型)用)付

限定告知型終身医療保険(無解約払戻金型)

この「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了解のうえ、お申込みください。

契約概要

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

保険商品の名称

限定告知型先進医療給付特約・死亡保険金不担保特約(限定告知型終身医療保険(無解約払戻金型)用)付 限定告知型終身医療保険(無解約払戻金型)

保険商品の特徴

- 健康に不安のある方（糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、狭心症のため投薬治療中の方など）を対象とした終身医療保険です。
- 1日以上入院や手術に備えた保険です。
- 既往症についても、所定の要件を満たしていれば、給付金などをお支払いします。
- 高額になりがちな「先進医療」の技術料を保障します。

しくみ図

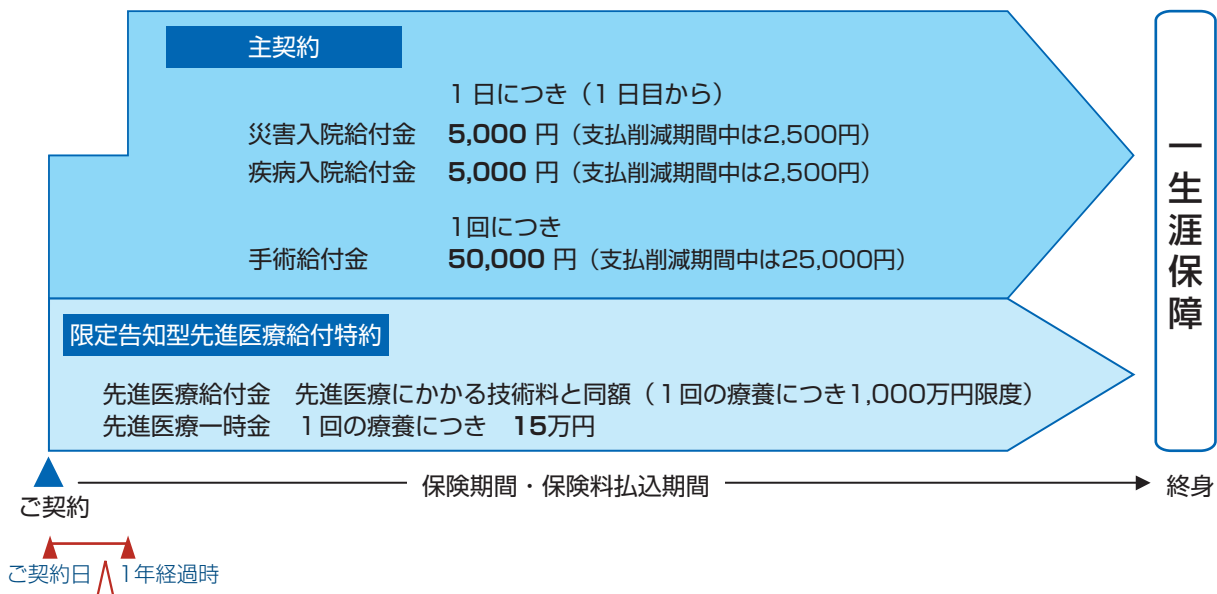
ご契約例

主契約 入院給付金日額：5,000円

限定告知型先進医療給付特約：付加

死亡保険金不担保特約（限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）用）：付加

保険期間・保険料払込期間：終身の場合



支払削減期間

この保険には支払削減期間が設定されており、ご契約日からその日を含めて1年以内にお支払事由に該当した場合、主契約の給付金のお支払額が50%に削減されます。限定告知型先進医療給付特約の先進医療給付金および先進医療一時金は、削減の対象になりません。

※上記は、ご契約の一例です。

※保障内容・保険料など、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「重要事項説明書(契約概要)」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

この保険では、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因とする入院、手術および先進医療による療養についても、責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したこと、またはその疾病と因果関係のある疾病を発病したことにより、入院もしくは手術による治療または先進医療による療養が必要であると医師によって初めて（責任開始期前を含みます。）判断された場合は、責任開始期以後に発病した疾病による入院、手術および先進医療による療養とみなして、給付金などをお支払いします。ただし、責任開始期前に、医師によりすすめられていた入院、手術および先進医療による療養については、給付金などはお支払いいたしません。

また、責任開始期前に発生した不慮の事故などを直接の原因とする入院、手術および先進医療による療養については、責任開始期以後に悪化し、入院、手術および先進医療による療養が必要であると責任開始期以後に初めて医師により判断された場合でも、給付金などはお支払いいたしません。

保障内容とお支払事由

	お支払金	お支払事由	お支払額		お支払限度
			支払削減期間中	支払削減期間経過後	
主契約	災害入院給付金	所定の不慮の事故により 180 日以内に開始した 1 日以上入院をされたとき	入院給付金日額の 50%×入院日数	入院給付金日額×入院日数	1 入院… 60 日 通算…1,095 日
	疾病入院給付金	疾病により 1 日以上入院されたとき	入院給付金日額の 50%×入院日数	入院給付金日額×入院日数	1 入院… 60 日 通算…1,095 日
	手術給付金	所定の手術を受けられたとき	入院給付金日額の 50%×10	入院給付金日額×10	一部の手術を除きお支払限度はありません ^{*1}
限定告知型先進医療給付特約	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けられたとき（ただし、先進医療にかかる技術料 ^{*2} が「0」の場合を除きます。）	先進医療にかかる技術料 ^{*2} と同額		1 回の療養につき 1,000 万円、通算 2,000 万円
	先進医療一時金	先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき	1 回の療養につき 15 万円		—

* 1 ファイバースコープによる手術などは 60 日に 1 回の給付を限度とします。

* 2 被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

- 各給付金・一時金のお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因とした場合に限ります。

主契約について

- 同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した災害入院給付金のお支払事由に該当する入院が 2 回以上ある場合は、1 回の入院とみなします。
- 同一の疾病を直接の原因として、疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を 2 回以上した場合は、1 回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院は、別の入院としてお取扱いたします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金は重複してお支払いしません。
- 次の手術はお支払いの対象となりません。
 - ・屈折矯正手術（近視矯正手術など）および調節異常矯正手術（遠視矯正手術など）
 - ・美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術など

- この保険は、健康状態に不安のある方（糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、狭心症のため投薬治療中の方など）でもお申込みいただきやすいように告知項目を簡易にし引受基準を緩和した商品です。このため、アクサ生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
- 現在健康状態が優れなかったり、過去に病気やケガによる入院などを行っている方であっても、健康状態について詳細な告知や医師の診査を受けていただくことにより、保険料の割増しがなく、支払削減期間が設定されていないアクサ生命の他の医療保険にご契約いただける場合があります。また、契約条件に関する特約（特定疾病・特定部位の不担保など）を付加してアクサ生命の他の医療保険にご契約いただける場合があります。
- この保険には支払削減期間が設定されており、ご契約日からその日を含めて 1 年以内にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額が 50%に削減されます。

限定告知型先進医療給付特約について

- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を 1 回の療養とみなします。
- この特約は支払削減期間がありません。
- 先進医療給付金のお支払いがお支払限度（通算 2,000 万円）に達したときは、この特約は消滅します。

- 所定の先進医療とは、公的医療保険制度にもとづき厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」（以下「先進医療」）をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。
- 「先進医療」の取扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。
- 給付対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることに伴い変更となることがあります。また「先進医療」にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- この特約は、主契約の限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）と同じく、健康に不安がある方であっても、主契約と同じ簡易な告知により、先進医療に対する保障が得られるよう設計した商品です。このため、アクサ生命の他の先進医療に対する保障を目的とした商品などと比べて、保険料が割増しされています。

死亡保険金不担保特約（限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）用）について

- このご契約は、死亡保険金不担保特約（限定告知型終身医療保険（無解約払戻金型）用）が付加されていますので、主契約の給付のうち、死亡保険金はお支払いの対象外となります。
- この特約のみの解約はできません。

指定代理請求特約について【任意付加】

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わりあらかじめ指定された指定代理請求人が給付金などを請求することができます。

保険料の払込免除について

- 次の場合にその後の保険料のお払込みを免除します。
 - ・ 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の高度障害状態に該当されたとき。
 - ・ 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき。

保険料の立替について

- このご契約には、保険料の立替のお取扱いはありません。

払済保険について

- この保険には、払済保険への変更のお取扱いはありません。

契約者貸付制度について

- このご契約には、契約者貸付のお取扱いはありません。

払いもどし金について

- このご契約は、解約された場合、払いもどし金はありません。

契約者配当金について

- この保険には、契約者配当金はありません。

お取扱いについて

保険期間・ 保険料払込期間	契約年齢	入院給付金日額 取扱単位	限定告知型先進医療給付特約	保険料払込方法 保険料払込経路
終身	20歳～75歳	5,000円～20,000円 <取扱単位> 1,000円	先進医療給付金 先進医療にかかる技術料と同額 先進医療一時金 15万円	月払・年払 <保険料払込経路> 口座振替

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。被保険者の契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。

※ご契約いただける入院給付金日額の範囲は、契約年齢などにより異なります。

注意喚起情報

「給付金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

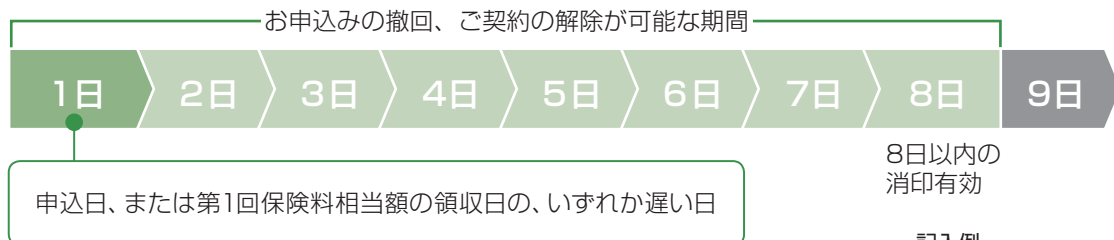
この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

特にご留意いただきたい事項について

- この保険は、健康状態に不安のある方（糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、狭心症のため投薬治療中の方など）でもお申込みいただきやすいように告知項目を簡易にし引受基準を緩和した商品です。このため、アクサ生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
- 現在健康状態が優れなかったり、過去に病気やケガによる入院などを行っている方であっても、健康状態について詳細な告知や医師の診査を受けていただくことにより、保険料の割増しがなく、支払削減期間が設定されていないアクサ生命の他の医療保険にご契約いただける場合があります。また、契約条件に関する特約（特定疾病・特定部位の不担保など）を付加してアクサ生命の他の医療保険にご契約いただける場合があります。
- この保険には支払削減期間が設定されており、ご契約日からその日を含めて1年以内にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額が50%に削減されます。
限定告知型先進医療給付特約の先進医療給付金および先進医療一時金は、削減の対象になりません。

お申込みの撤回、ご契約の解除について（クーリング・オフ制度）

- ご契約の申込日、または第1回保険料相当額（第1回保険料を含みます。以下同じ）の領収日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。



- クーリング・オフをされた場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。
- お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。

<お申出方法>

- ・郵便により前記の範囲内（8日以内の消印有効）に以下までお申出ください。

〒108-8020
東京都港区白金1-17-3
アクサ生命保険株式会社 契約部 宛

- ・書面には下記の事項をご記入ください。
 - ①お申込みの撤回などをする旨
 - ②申込者またはご契約者の氏名（自署）、住所
 - ③申込書の押印と同一印
 - ④申込書記載の事務番号
 - ⑤取扱代理店名

記入例

申込みを撤回します。
申込者（契約者）
阿草 太郎（自署） ㊞
住所
〒100-1111
〇〇県〇〇市〇〇町
〇-〇-〇
申込書記載の事務番号
〇〇〇〇〇
取扱代理店名
〇〇〇〇〇

告知について

●健康状態などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項です。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

●告知の内容によっては、ご契約をお引受けできないことがあります。

●生命保険募集人（代理店を含みます。）に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

アクサ生命所定の「告知書」に記入されたことが告知となります。

●お申込内容などについて確認させていただく場合があります。

アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。

●告知内容が事実と違っていた場合には、ご契約を解除することがあります。(告知義務違反)

ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合、責任開始の日（復活の場合は復活の際の責任開始の日）から2年以内であれば、**アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。責任開始の日から2年を経過していても、給付金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。**

●ご契約または特約を解除した場合、給付金などをお支払いする事由や保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

●ご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、給付金などをお支払いできないことがあります。

「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、**すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。なお、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、ご契約が取消しとなる場合があります。**

保障の開始について

●ご契約のお引受けをアクサ生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額（第1回保険料を含みます。）のお払込みがともに完了したときから、アクサ生命はご契約上の責任（保障）を開始します。

●募集代理店または募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

●ご契約は、お客さまからのお申込みをアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

給付金などのお支払いについて

●給付金などのお支払事由が生じた場合や、給付金などのお支払いの可能性があるとと思われる場合は、すみやかにアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。

●お支払事由、請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

●給付金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

●アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

●指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合などに、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。

●指定代理請求人を指定された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

給付金などが支払われない場合について

次の場合は、給付金などをお支払いできないことや、保険料のお払込みの免除ができないことがあります。

●お支払事由に該当しない場合（責任開始期前に、医師により入院、手術および先進医療による療養をすすめられていた場合 など）

●免責事由に該当した場合（ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるお支払事由該当 など）

●ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合

●給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

●詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

●ご契約者の故意または重大な過失などにより被保険者が保険料の払込免除事由に該当された場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

保険料の払込猶予期間、ご契約の失効、復活などについて

- 保険料は、払込期月中にお払込みください。
- 払込期月中にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間中にお払込みがないと、ご契約は失効します。
 - ・失効すると、給付金などのお支払事由が発生しても給付金などのお支払いはできません。
- いったん失効したご契約でも、失効後**3ヵ月以内**であれば、ご契約の復活を申請することができます。
 - ・この場合、告知と、失効している期間の保険料（およびその利息）のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。
 - ・ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の責任（保障）が開始されます。

解約と払いもどし金について

- 解約されるとご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- このご契約は、解約された場合、払いもどし金はありません。

この保険は生命保険商品です

- この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

ご契約時にお約束した給付金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

- 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合、お客さまにとって不利益となる場合があります。
 - ・多くの場合、払いもどし金は、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失う場合があります。
 - ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
 - ・新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。
 - ・新たなご契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
 - ・詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
 - ・告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができないことや、その告知をされなかったことにより前記のとおりご契約が解除・取消しとなることもあります。
 - ・告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。

ご契約に関する相談・苦情窓口

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命カスタマーサービスセンターへご連絡ください。
アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL:0120-568-093(受付時間:月~金:9:00~19:00 土:9:00~17:00 日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)
- ご契約に関する苦情は、アクサ生命お客様相談グループへご連絡ください。
アクサ生命お客様相談グループ
TEL:0120-030-775 (受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

指定紛争解決機関について

- この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。

その他重要なお知らせ

お申込みにあたっては、次の内容についても必ずご確認ください。

申込書のご記入について

- **申込書・告知書はご契約者、被保険者ご自身で正確にご記入ください。**
申込書・告知書は重要な書類です。申込書はご契約者自身（被保険者欄は被保険者ご自身）、告知書（告知欄）は被保険者ご自身でご記入ください。

時効による請求権の消滅

- 給付金などをご請求になる権利は、3年間で請求がない場合に消滅します。

保険証券のご確認について

- ご契約をお引受けいたしますと、保険証券などをお送りしますので、お申込みいただいた内容と相違ないかよくお確かめください。
・保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですので、大切に保管してください。

生命保険募集人の販売資格の確認について

- 募集代理店または募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
・アクサ生命カスタマーサービスセンター TEL：03-6757-0310（受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

個人情報のお取扱いについて

個人情報を利用する目的

- アクサ生命では、お客さまの個人情報を、次のような目的のために利用させていただいております。
 - ・保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・アクサ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

アクサ生命の定めた「個人情報のお取扱いについて プライバシーポリシー」の内容は、
アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/> でご覧いただけます。

その他ご確認いただきたい事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。

募集代理店

引受保険会社



〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

→ [アクサ生命ホームページ](http://www.axa.co.jp/) <http://www.axa.co.jp/>

Form No.0R3441(4.0) AXA-A1-1603-0287/9W2 2016.05.02